

函館市監査公表第9号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年9月29日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉



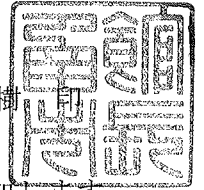
函 観 企

令和2年8月28日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	観 光 部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	令和元年11月5日～令和2年3月25日	講評日	令和2年3月30日
調査対象事項名	収入事務（駐車場使用料）		
指摘事項, 意見・要望事項			
(1) 意見 収入事務（駐車場使用料） 元町観光駐車場（立体式）のうち2階部分は、不特定多数の者が使用できる時間貸駐車場とするため、駐車場法（昭和32年法律第106号）第11条に定める技術的基準に適合する範囲で、使用できる台数を39台として供用していたが、平成20年4月に月ぎめ駐車場として供用開始したことにより、これまで駐車場として使用していなかった10台分のスペースも使用できるようになったところ、引き続き39台分を供用している。過去の実績を鑑みると、月ぎめ駐車場のニーズは高いと思料することから、自主財源の確保に向け、供用台数を見直すなど、施設の有効活用および効率的な運用を検討されたい。			
措置内容, 対応・考え方等			
元町観光駐車場（立体式）の2階部分の駐車場として使用していない10台分のスペースについては、施設の有効活用および効率的な運用の観点から、本年5月には2台分を月ぎめ駐車場として供用を開始したほか、現在、市がイベント等で一時的に使用する大型備品や交通規制看板などの保管場所として使用している残り8台分のスペースについても、今年度中には保管品の整理・移転などにより、その使用範囲を可能な限り縮小し、月ぎめ駐車場の供用台数の増加を図ることとしたところであります。			